

令和元年6月27日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17042

研究課題名（和文）日米における土地利用をめぐる環境規制のあり方

研究課題名（英文）Environmental Land Use Controls in Japan and the United States

研究代表者

黒坂 則子（KUROSAKA, Noriko）

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：60441193

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、土壌汚染問題を中心に日米の法制度について研究し、包括的な土地利用をめぐる環境規制のあり方を模索することを目的としたものである。具体的には、米国スーパーファンド法上の責任負担をめぐる近年の判例について、その判例が州の土壌汚染浄化政策に与える影響という観点から検討し、またわが国における土地所有者の責任に関する裁判例についても別稿にて検討した。さらに、わが国の建設発生土や地下室マンションに関する判例の動向などを検討することで、わが国における土地利用規制のあり方についても研究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はまず、わが国において近年問題となっている土壌汚染問題について、日米の法制度や判例の動向を研究することで、関係当事者が負うべき責任のあり方などに一定の示唆を与えることができたものとする。次に、わが国の建設発生土に関する研究については、複数の自治体からヒアリングを受けており、このことは本研究が社会的意義を有することの一つの証左ともいえる。さらに、地下室マンションをめぐる法的諸問題と裁判例の動向についても検討を加えたが、これが周辺環境に与える影響は大きく、これらの裁判例が今後の実務に与える影響は少なくないものと思われる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to explore how governments apply environmental controls over comprehensive land use, primarily by studying how Japan and United States regulate soil contamination. Specifically, I focused on the trend of recent precedents over allocation of liability under U.S. CERCLA, especially their impacts on state soil remediation policy. I also studied a Japanese case concerning landowner liability in another paper. In addition, I investigated land use regulation by examining the recent trends of Japanese cases concerning surplus soil regulation and basement apartments built on a slope.

研究分野：社会科学

キーワード：土壌汚染 スーパーファンド法 土地利用規制 土砂条例 環境法 土地法 地下室マンション

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 2002年に制定されたわが国の土壤汚染対策法は、欧米に比べ遅くに制定されたとはいえ、わが国における土壤汚染規制の重要な第一歩であった。しかしながら同法の施行により、土壤汚染の存在あるいはその可能性のために、未利用のまま放置されているような土地について、その流動化の阻害が懸念されている（これは一般的にブラウンフィールド問題と呼ばれている）。わが国では土壤汚染対策法制定後、同法に関する文献は多く見られるものの、このブラウンフィールド問題に焦点をあてた論文は数少ない状況にあった。そこで、これまでこのようなブラウンフィールド問題に焦点をあて、先行するアメリカのブラウンフィールド政策を主題として日米の土壤汚染問題を研究してきたが、アメリカにおいては汚染土壤浄化に係る費用負担が問題となった判例が多くみられ、これらの判例はブラウンフィールドサイトをはじめとする州の土壤汚染浄化政策に大きな影響を与えうるものである。このようなアメリカの判例は、土壤汚染問題に関する判例蓄積の乏しいわが国にも大きな示唆を与えてくれるものとして注目されるものであり、従って本研究では、このような判例を中心に、土壤汚染問題を研究することにした。

(2) わが国における土地利用をめぐる環境規制のあり方を考えるうえで、上記(1)に述べた汚染土壤とともに、汚染されていない建設発生土をはじめとした土砂の埋立てが問題となっている。この建設発生土に関する規制としては、自治体の多くが土砂条例を制定しているが、未だ条例を持たない自治体に建設発生土が運ばれている現状にある。なお、このような建設発生土問題をめぐっては、裁判例が近年に散見されるようになっていた。以上のようなわが国独自の土地利用をめぐる環境問題についても研究の必要性があると考え、研究の緒に就いたところであった。

## 2. 研究の目的

上記のような背景のもと、本研究は、土壤汚染問題を中心に日米の法制度について研究し、包括的な土地利用をめぐる環境規制のあり方を模索することを目的とするものである。

具体的にはまず、アメリカにおける汚染土壤浄化に係る費用負担が問題となった判例の動向を研究し、またわが国でも土壤汚染に関する裁判例が散見されるようになってきたことから、これらを検討し、その適切な費用負担のあり方などを模索することを目的とする。次に、わが国の自治体条例に関しては、土砂条例などに焦点をあて、実際の裁判例を検討することで、その規制のあり方を研究していくこととする。

## 3. 研究の方法

まずアメリカについては、アメリカ行政法の著名な研究者で、政府にも重用されてきた Jeffrey Lubbers 教授 (American University) に複数回のインタビューを行い、最新判例の動向を追うこととした。

またアメリカの判例動向に関する研究に加えて、日本法に関しても具体的な判例などについて分析を加えた。なお、土砂条例のあり方や地下室マンションに対する法規制については、具体的な事例分析を行うとともに、関係自治体への実務に関するヒアリングを行うこととした。そこで得られた知見については、別の自治体からのヒアリングなどを積極的に受けることで、さらなる研究の深化を目指すこととした。

## 4. 研究成果

(1) まず、アメリカでのヒアリング調査の結果も踏まえ、アメリカにおける土壤汚染問題について、その判例の動向を中心に研究した。具体的には、近年におけるスーパーファンド法上の費用負担に関する判例の動向について、これらの判例が州の土壤汚染浄化政策に与える影響という観点から考察し、これを同志社法学 68 巻 7 号 543 頁に公表した。この裁判例としては、例えば、州の監督のもとで、汚染サイトを自発的に浄化した潜在的責任当事者が、他の潜在的責任当事者にその浄化費用を求償することができるのか、スーパーファンド法上の根拠条文が問題となった事例や、州との和解に従って汚染サイトの浄化作業を実施した者のスーパーファンド法上の請求権が問題となったものがある。これらの判例は、これまでアメリカにおいて展開されてきた州の積極的な土壤汚染浄化政策に直接的な影響を与えることが考えられるため、その分析を行った。本研究が考察した潜在的責任当事者間の費用負担に関する一連の判例を通じて、州との和解のもと、あるいは州の監督のもとで浄化作業に従事した潜在的責任当事者の他の潜在的責任当事者の求償については、積極的に認められる方向にあるということができ、また州の役割にも一定の配慮が見受けられるところであって、これらの判例の動向は、未解決な問題点を残しつつも、総じて州の土壤汚染浄化政策の追い風となることが予想される。全米で 45 万か所以上も存在するとされる土壤汚染サイトの浄化に向けては、複数の潜在的責任当事者間の衡平な費用負担と潜在的責任当事者に対する積極的な浄化措置を実施するインセンティブの付与が重要な鍵を握るものといえる。以上のようなアメリカにおける土壤汚染問題の研究は、アメリカのスーパーファンド法の制定に 20 年以上遅れて土壤汚染対策法を制定したわが国にも一定の示唆があるものと思われる。

(2)一方、わが国においても、土壤汚染対策法に係る土地所有者の責任が問題となった裁判例が見られるようになってきた。その例が、東京地判平成 24 年 2 月 7 日判タ 1393 号 95 頁である(下記業績の環境法判例百選[第 3 版]74 頁にて検討した)。同判決は、土壤汚染対策法の施行前に土壤汚染を知らずに土地を取得し浄化工事を実施した者が、その汚染原因者が無資力の場合には、その除去に係る費用をすべて負うことになるが、このような土地所有者の責任について争われたものである。確かに、土壤汚染対策法施行前に土壤汚染を知らずに土地を取得した者に対してこのような責任を課するのは、酷であると思われる。この判決ではこのような土地所有者の請求をいずれも棄却したが、このような土地所有者は全国に少なからず存在すると思われる。これら土地所有者の責任が時に不合理で過大なものとなりうる点を浮き彫りにしたものといえる。この点、善意無過失の土地購入者は、犠牲者の立場にあることから、立法政策上、欧米諸国と同様に善意無過失の土地所有者などに対する免責規定を導入することが望ましいと考える。

(3)さらに、わが国の土地利用をめぐる環境問題として、建設発生土の不適正処理問題が挙げられる。これに対し、各地方自治体は土砂条例を制定しているが、同条例をめぐる、近年裁判例の動きが見られたため、これに焦点をあて研究を行った(下記業績の「土砂条例をめぐる近年の裁判例の動向」環境法研究 41 号 145 頁)。具体的には、①土砂条例に基づく措置命令及び当該措置命令に係る代執行がなされ、その措置命令等の適法性が争われた事例(横浜地判平成 25 年 7 月 10 日判自 380 号 68 頁)、②残土処理場の周辺住民が県知事の残土処理事業の許可処分を争った事例(千葉地判平成 26 年 4 月 18 日判自 394 号 47 頁)、③東金市長の土砂条例に基づく規制権限の不行使が争われた事例(千葉地判平成 26 年 11 月 27 日判時 2251 号 69 頁)の 3 つを取り上げて検討を加えた。まず①の判決は、実際に採られた土砂条例に係る措置命令の方法につき、相当に広範な行政裁量を認めたものであり、今後の土砂条例の運用のあり方を考えるうえで参考となる。②の判決は、残土処理場の原告適格を判断する際に、処理場と周辺住民らの居住地との距離や位置関係などから具体的な判断を加え、なかでも土石流の跡や尾根の存在といった要素を重視したと思われる点が注目され、今後の同種事案の参考となる。最後に③の判決は、市長の条例上の規制権限の不行使による国家賠償責任を認めたが、同判決は土砂条例を安易に執行する地方自治体に警鐘を鳴らすものとなり、土砂条例を持つ地方自治体に同条例の適時適切な執行を促すものとなりうる。この土砂条例に関する研究については、複数の自治体からヒアリングを受けており、このことは本研究が社会的意義を有することの一つの証左といえよう。また上記判例の動向については、自治体の意見交換会において報告を行った。

(4)その他、不動産における環境問題の研究をすすめるなかで、地下室マンションに係る注目すべき新たな裁判例(東京地判平成 28 年 11 月 29 日裁判所ウェブサイト)に接した。この地下室マンションとは、高低差のある斜面地を利用した共同住宅のことを指すが、低層の住宅地域に建設される地下室マンションの周辺環境に与える影響は大きく、これまで多くの訴訟が提起されてきた。地下室マンションをめぐる紛争は、地下室マンション条例の制定等により、かなりの程度減少したものの、近年においても裁判例が見られ注目される。例えば、上記東京地裁判決は、地下室マンション建築中に、当該マンションに係る建築計画が建築基準法上の高さ制限に適合していないとして、その確認処分を取消した珍しい事例であり、同判決が今後の実務に与える影響は少なくないと思われる。

(5)以上のように、これまでの 3 年間で日米の土壤汚染問題やわが国の土地環境問題を取り上げて論文や判例評釈を公表してきたことから、本研究は一定の成果を挙げることができたといえる。今後も本研究を深化させ、土地利用をめぐる環境規制のあり方を研究していきたい。

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 14 件)

①黒坂則子、最近の不動産関係判例の動き<公法>、日本不動産学会誌 32 巻 4 号、147 頁、査読無、2019 年。

②黒坂則子、廃棄物収集運搬業の許可取消請求事件及び許可処分執行停止申立事件、判例地方自治 443 号、72-75 頁、査読無、2019 年。

③黒坂則子、地下室マンションをめぐる法的諸問題と裁判例の動向、日本不動産学会誌 32 巻 3 号、109-113 頁、査読無、2018 年。

④黒坂則子、地下室マンション建築確認処分取消請求事件—東京地判平成 28 年 11 月 29 日裁判所ウェブサイト、環境法研究 43 号、123-131 頁、査読無、2018 年。

⑤黒坂則子、土壤汚染国家賠償請求事件—土壤汚染対策法 7 条における土地所有者の責任、環境法判例百選[第 3 版]、74-75 頁、査読無、2018 年。

⑥黒坂則子、道路使用許可申請書の部分開示決定取消請求事件、判例地方自治 430 号、91-94 頁、査読無、2018 年。

⑦黒坂則子、米国スーパーファンド法上の責任と費用負担をめぐる判例の動向—州の土壤汚染浄化政策に与える影響を中心として—、同志社法学 69 巻 7 号、543 頁—591 頁、査読無、2018 年。

⑧黒坂則子、最近の不動産関係判例の動き<公法>、日本不動産学会誌 31 巻 4 号、150 頁、査読無、2018 年。

⑨黒坂則子、土地改良事業と訴えの利益、行政判例百選Ⅱ[第 7 版]、368-369 頁、査読無、2017 年。

⑩黒坂則子、横浜市路上喫煙禁止条例に基づく過料処分等の取消請求事件、環境法研究 42 号、176-187 頁、査読無、2017 年。

⑪黒坂則子、最近の不動産関係判例の動き<公法>、日本不動産学会誌 30 巻 4 号、95 頁、査読無、2017 年。

⑫黒坂則子、ホームレス退去強制損害賠償請求事件、判例地方自治 417 号、83-85 頁、査読無、2017 年。

⑬黒坂則子、鉱物資源開発をめぐる法政策の現状と課題、同志社法学 68 巻 7 号、753-788 頁、査読無、2017 年。

⑭黒坂則子、土砂条例をめぐる近年の裁判例の動向、環境法研究 41 号、145-159 頁、査読無、2016 年。

[学会発表] (計 5 件)

①黒坂則子、「土砂条例をめぐる近年の裁判例の動向」第 1 回残土等に係る土砂問題対策全国ネットワーク会議、2018 年 12 月 7 日、マイドームおおさか。

②黒坂則子、「わが国の土壤汚染対策法における課題」立正大学法学部・法制研究所シンポジウム、2018 年 11 月 3 日、立正大学。

③黒坂則子、「地下室マンションをめぐる法的諸問題と判例の動向」日本不動産学会判例研究会、2018 年 9 月 15 日、日本大学。

④黒坂則子、「土砂埋立て等の規制に関する条例の現状と課題」日本環境学会第 43 回大会、2017 年 7 月 2 日、北海学園大学。

⑤黒坂則子、「横浜市路上喫煙禁止条例に基づく過料処分等の取消請求控訴事件」人間環境問題研究会、2017 年 6 月 17 日、明治大学。

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

(1) 研究分担者  
なし（本研究が個人研究のため）

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

なし（本研究が個人研究のため）

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。